

2. 各委員の意見に対する意見

参考資料3-⑤

「各委員の意見に対する回答」の「No.」	意見
1	段階を経て進めていくべき課題であると認識しています。従来の環境基本条例ならびに自然保護対策要綱では守られなかった軽井沢の環境保護保全を罰則を設けることで強力に推し進めるタイミングかと考えます。条例化することで、住民の自然保全への意識が高くなり町長や議員の交代に揺らぐことのない、住民による自治の基盤が築かれるのではないのでしょうか。
1	内容が多岐にわたり、改正にも多数のメンバーを参集しなければならないような要綱は、内容を整理していく必要があると考える。この要綱の名称も「自然保護」とつけられてはいるが、真の自然保護対策とはなっていない。景観と、都市計画と、自然保護とに内容を分割し、要綱で済む部分は要綱で、強制力や罰則を必要とする項目は、条例化すべき。とりわけ昨今の開発ブームの中で、生物多様性が損なわれている状況の対処し、ネイチャーポジティブ、30by30、などの施策を早急にとる必要がある客観的必要性からすると、自然保護条例（生物多様性地域戦略）、都市計画条例などを創り、現実を規制して、持続的な発展をできる町づくりをするべき。その際、気候変動対策と生物多様性を連動させて、トレードオフ状態を作り出さないような施策を取れるような条例を制定する必要がある。条例化検討会議等を立ち上げて、いつまでに結論を出すのか工程表を示していただきたい。
1	第一段階として、短期間で改正可能な自然保護対策要綱の見直しを進めることは、喫緊の課題に対応する現実的な手段として理解できます。しかし、長野県内ですでに25自治体が景観条例を策定し、安曇野や小布施、小諸といった地域が成功例を示しています。このような状況を踏まえると、段階的なアプローチでは対応が遅れる懸念があります。要綱は強制力を持たず、いくら精緻に作成しても結局のところ事業者の善意や見識に依存するため、軽井沢のような全国的リゾート地では、外部からの投機的事業者への対応が課題となります。このままでは要綱は「絵に描いた餅」に終わる恐れがあります。条例の制定には議会の承認が必要で、議員の中には事業者やその支持基盤を持つ者もいるため、条例策定には困難が伴うのは事実です。それでも、軽井沢の独自性を守るためには、町全体での合意形成を進めつつ、罰則のない「緩やかな条例」でも策定することが重要です。条例を持つことによって町の環境保護に対する真摯な姿勢を示すことができ、必要に応じて改正を重ねていく基盤が築かれます。カスハラ防止条例のように合意形成が容易なものとは異なり、景観条例の策定は困難を伴います。だからこそ早期に議論を開始することが必要で、他の景観条例を持つ自治体と並ぶ環境保護意識を表明する第一歩とすべきです。
2	「老木化により樹勢衰退した樹木等、倒木・落枝の危険性がある樹木は積極的に世代更新を行う」という事務局案は適切な表現です。ただし、倒木や老木の危険性を口実として、敷地内だけでなく道路沿いの樹木をすべて伐採し、一本も残らない事例も見受けられます。このような状況を防ぐためには、運用面での具体的な監視対策も必要だと考えます。
2・17	例えば町税と寄付金を財源とした環境保護と保全、植樹植栽の資金的援助を行う仕組みを構築する。→また、森林により近い市町村は、地域の実情に合った独自の森林管理を実現できる可能性を持っています。しかしながら、市町村が森林の経営管理を担う能力や体制が現状では十分とはいえない。このため、市町村の専門職員育成に向けて大学などの教育研究機関との連携などを積極的に行う資金としても活用する。（健全な森林管理を行うことで軽井沢の抱える環境問題<水源保全、災害防止、景観保全、気候変動対策、生物多様性対策など>が改善されると考えました）
6	夏期工事の自粛期間について10日間は短いと思いますが、個人的には始期を「8月1日」とし、終期を「8月20日」とする20日間に短縮することが望ましいと考えます。理由としては、現行の38日間の自粛期間があることによって人件費や建築、造成、外構などの施工費が高騰している背景があります。
6	環境破壊は加速しており、これ以上開発がすすむと本来の保養地としての軽井沢の将来も危惧されるなか、期間の短縮は考え難いのではないのでしょうか。また、実効性に乏しく具体性に欠けた文言は置き換え明確化することに賛同いたします。
6	委員の皆さまのお考えをご教示ください。→現状通り7月25日から8月31日でもいいと思います。
7	積極的に指導というよりは、協定を締結しなければ大規模開発できないような内容にできないのでしょうか…
11	事務局の回答で安心しましたが、他人の財産に対して「緑地以外には使途がないという扱い」とする思考は、非常に危険だなと感じました。
16	委員の意見に賛同します。事務局回答では不満。
17	委員の意見に賛同します。事務局回答を評価します
17	伐採後の植栽に対する補助金は条件付き（町が推奨する樹種や高さ、幹周など）であっても良いと思いますが、世代更新や危険木除去を目的とした伐採に対する補助金は「認定基準」が難しいように感じます。認定基準が難しいと思われる伐採に対しての補助金については「町が樹木の伐採を促している」と捉えられてしまわないかと危惧します。
19	委員の意見に賛同します。指定地域別に夜間帯における騒音基準を明示してほしい。最近の別荘等の新築家は、通年仕様のため、エアコン・ボイラーの稼働騒音を近所宅を悩ましています。
19	エンジンプロアラーの使用に関する「業者本位の行動」「保養地域の名を汚す」という誹謗的な意見に強い憤りを覚えます。これからどうしていくかを考えていく改定部会の中で、現行のルールにおいて一切の逸脱や違反がない業者業務に関し、このような表現をされる委員がいることが非常に残念です。その中で「別荘管理会社に対しても、騒音が少ない充電式プロアラーの年間を通しての使用を促す必要がある」との意見に対しては、機具本体の耐久性と動力の強さはエンジンプロアラーがはるかに上回っており、経費を抑えつつ短時間で件数をこなさなければならない管理業者に対して充電式の使用を促す場合には、少額であっても買い替えに対する補助・助成を同時に検討することが必要かと思いました。※チェーンソーや発電機も電動式の方が音は抑えられますので、「騒音対策」とした場合に、どこまでを補助対象とするのか？という部分もあり、現実的には業者の機具に対する補助金等は難しいと感じています。
20	委員の意見に賛同します。
21	従来通りとすべきである（ただし、外部への騒音が問題にならない程度の室内での改修等は柔軟に対応できることが必要か？-要コメント）

3. その他

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 自然保護対策基準の概要中、設置できない広告物として「動光・ネオン・高輝度照明等を用いたもの」とあるが、既存の蛍光灯は2027年までに製造が中止となる。現在もLEDにシフトしてきているが2027年以降は全てLEDとなるため「高輝度証明」という文言は削除すべきではないか。2. 一般の方の理解普及が最も重要である。イラストやアニメで構成されたビジュアル的に充実した要綱の完成が待たれる。3. 改正に伴って、新しい要綱が理解され受け入れられていくために、指導監督体制も大切である。指導した後の現場の順守度のチェックなど担当課の人員体制の補強こそが重要課題であるので、人材の育成と充実にぜひ努めていただきたい。 |
| <ol style="list-style-type: none">1. 事務局提案資料中で「検討中」の、P12、P28に対する意見具申が出来ませんが？どうなっていますか。2. P27（光害）の項、室内の照明光は、22時以降外へ漏れないようカーテン・遮光幕などで遮蔽すること。敷地内の街路灯の設置数の制限と夜間22時以降は消灯することを明記する。 |